

令和7年6月27日

令和7年度第3回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

## 令和7年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

### [議案]

- 第1号 長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する  
了解事項の取り交わしについて
- 第2号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第3号 城東公民館長の任命について【非公開】

### [報告]

- 第1号 令和7年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 令和6年度いじめ・体罰等の実態調査について
- 第3号 令和6年度不登校児童生徒の状況について
- 第4号 「環境にやさしい給食の日」の実施について
- 第5号 中央図書館の開館時間延長について
- 追加 第6号 いじめ重大事態に関する調査結果について【非公開】

### [周知]

- 1 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

### [その他]

## 議案第 1 号

長野県教育委員会及び松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の  
取り交わしについて

## 1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教  
職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するもの  
です。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項及び覚書  
別紙のとおり

## 3 実施期間

教育委員会議決の日から令和8年5月31日までの間

## 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の  
進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任に  
係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号の  
いずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費  
負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任  
用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府  
県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが  
困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について  
第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第39条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県  
費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

担当 教育政策課  
課長 小西 えみ  
電話 33-3980

## 了 解 事 項

### 1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

### 2 令和8年度教職員人事異動の基本方針について

令和8年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

### 3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

### 4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

### 5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

## 覚 書

### 1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

#### (1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

#### (2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

#### (3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

#### (4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

#### (5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

### 2 連絡の方法について

#### (1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和8年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和8年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

## 報告第 1 号

## 令和7年松本市議会6月定例会の結果について

## 1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

## 2 会期等について

6月9日(月)から6月26日(木)まで18日間

一般質問 6月16日(月)から18日(水)まで3日間

経済文教委員会・協議会 6月19日(木)

## 3 審査内容及び結果

## (1) 経済文教委員会審査

## ア 陳情

(ア) 陳情第3号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の採択を求める陳情について

## (イ) 集約結果

一部の委員から、授業時数を減らすことによっていじめや不登校が減ると思わない、新しい教え方への過渡期で教員の負荷が高くなっているのは理解するが今は新しい学びを推し進めることが最重要、世帯収入等によって放課後の過ごし方に格差が出てきてしまうなどの意見がありました。

結果、陳情の趣旨は理解できるが、現実性等の面で課題があることから、趣旨採択とし、委員会として意見書は提出しないと集約されました。

## (2) 経済文教委員協議会

## ア 報告事項

(ア) リーディングスクールMatsumotoサポート事業の成果等について

(イ) 丸ノ内中学校改築事業の取組状況について

## ウ 委員から出された主な意見等

<丸ノ内中学校改築事業の取組状況について>

・ワークショップで示した設計案は決定したものかという質疑があり、あくまで案として示したものと答弁しました。

・今回の改築が令和のモデルとなるように進めてほしいとの要望がありました。

・学校と地域の交流が大事であり、小中学校の入学式・卒業式に来賓が呼ばれなくなったことで、学校と地域との交流が遮断されたと感じて非常に残念だったとの意見がありました。

エ 審査結果

報告事項2件はいずれも承認と集約されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



学びに、遊びや体験を。



教育委員会資料
7. 6. 27
学校教育課

## 報告第 2 号

### 令和6年度いじめ・体罰等の実態調査について

#### 1 趣旨

松本市立の全小中学校で2か月に一度実施しているいじめ・体罰等の実態調査について、令和6年度の集計結果を報告するものです。

#### 2 調査方法

- (1) 各学校において、約2か月に一度、児童生徒一人ひとりにアンケート調査を実施
- (2) 教職員による生徒指導事案の発見、本人や保護者からの訴え、これらの事案への聞き取りによるもの

#### 3 調査結果の概要

別紙のとおり

#### 4 いじめ・体罰等の傾向

- (1) 5月末現在、令和5年度からの継続事案を含め、重大事態と疑われる事案が5件あり、そのうち3件は、今年度の5月までに保護者への調査報告を行いました。また体罰と認められる事案はありませんでした。
- (2) 小中学校におけるいじめの認知件数は636件であり、このうち326件が解消され、解消率は51.3%でした。
- (3) 学年別のいじめの認知件数において、小学校では2年生と5年生が他学年と比較してやや多く、それぞれ86件、83件でした。中学校では、学年が上がるにつれて少なくなる傾向があります。
- (4) いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組みによりいじめが発見される割合が高く、小学校では40.8%、中学校では48.4%でした。また、本人からの訴えにより発見される割合も次に高い傾向がありました。
- (5) いじめられた児童生徒の相談状況（いじめを認知した時点）では、学級担任への相談の割合が高く、小学校では61.8%、中学校では58.2%でした。
- (6) いじめの様態では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」とする割合が高く、小学校では42.8%、中学校では60.4%でした。

#### 5 いじめの解消に向けた対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを前提に、各校においては、いじめを積極的に認知するとともに、認知したいじめを校内で情報共有したうえで、早期に組織的に対応するよう依頼しています。また謝罪が、解決を急ぐ形式的なものとならないよう、丁寧な初期対応を改めて確認しています。

- (2) いじめは、アンケートなどの調査により発見される事案が多いことから、報告されたいじめについて学年及び学校を単位とした組織的対応が可能となるよう、対応手順について年度当初のみならず適時、職員間で確認することを依頼しています。
- (3) 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とした「心の健康観察」の運用により、多忙化する学校が更なる負担を負う課題があることから、不調の児童生徒を業務負担なく抽出できるアプリの導入を検討し、パイロット校での実施と検証を行う予定です。
- (4) 教職員が児童生徒から寄せられた思いを受け止められる良好な関係の構築に向けて、教職員研修では、子ども観や教育観を醸成する研修を昨年度に引き続き実施しています。また、いじめは、児童生徒と教職員との会話、生活記録等への記載などにより発見されることもあるため、引き続き、児童生徒が思いを表現できる関係の醸成を各教員に依頼しています。
- (5) いじめについて、調査時点で誰にも相談していない児童生徒が一定数いることから、令和7年度も、長野県教育委員会事務局作成の相談窓口のチラシを各学校を經由して子どもや保護者に周知しています。また、松本市の関連各部の相談機関について記載した「子どもなんでも相談」のチラシを作成し、管内のすべての小中学校、特別支援学校に送付しています。
- (6) 各校においては、前年度までに発生した事案を継続的に対応できるよう、進級や学級編成及び人事異動に伴う職員組織改編に伴い、情報共有に努めていくよう周知していきます。また、学校で認知したいじめへの対応状況や防止対策など、学校の取組み等を保護者や地域の方々に継続的に周知することを依頼していきます。
- (7) SNSやオンラインゲームなどインターネットに起因するいじめも少なくないことから、令和7年度は、教育研修センターの研修講座として、「デジタル・シティズンシップ教育研修」「【訪問型】デジタルシティズンシップ研修」「ICT活用1人1台端末操作研修（基礎編）」「ICT活用1人1台端末を活用した授業づくり」などの講座を設け、教職員の指導力向上に努めています。
- (8) 昨年度に続き、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省：令和6年8月）をもとに、各学校においては、いじめ認知後の組織的な早期対応の確認、および重大事態が発生した場合の速やかな報告のフローについて確認するよう校長会・教頭会を通じて依頼していきます。

**【担当】**

学校教育課 課長 内山 真由美  
学校支援室 室長 山名 博夫  
電話 33-4397

## 1 令和6年度松本市の調査結果の概要

## (1) いじめの認知（発生）学校数・認知件数及び体罰の認知件数（鉢盛中学校を除く）

区分	学校総数 (A)	いじめを認知した学校数	いじめを認知していない学校数	いじめの認知件数(C) 注 <sup>1)</sup>	1校あたりの認知件数(C/A)	体罰の認知件数
小学校	29	27	2	444	15.3	0
中学校	21	19	2	192	9.1	0
合計	50	46	4	636	12.7	0

注1) 文部科学省が年度末に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」での「認知件数」は、「・・・年度間において、上記の（いじめの）定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う」とされており、いじめを受けた児童生徒の人数で報告されることになります。

一方、上表の「いじめの認知件数(C)」は、いじめの積極的な認知により早期発見と早期対応を促進する観点から、具体的ないじめの行為の回数で示しています。

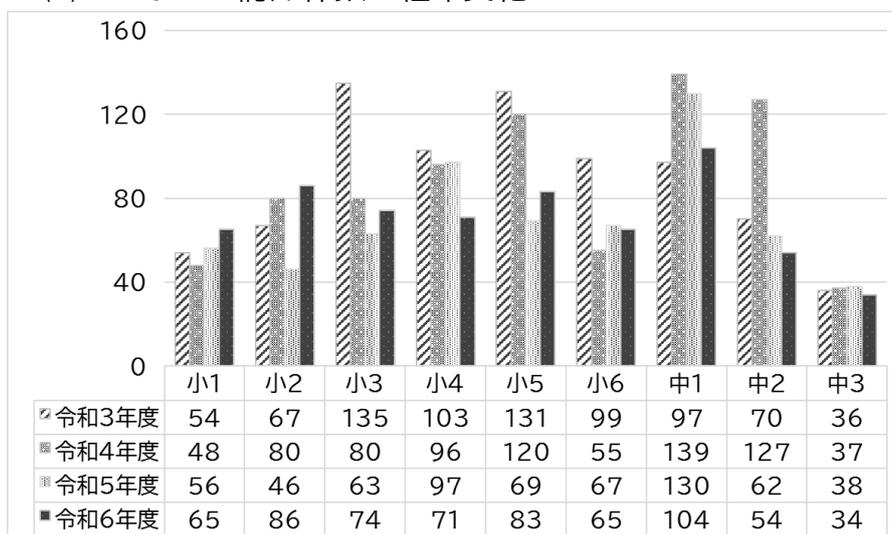
## (2) いじめの現在の状況

区分	解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて取組中		その他 (転居等)		合計 件数
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	
小学校	232	52.3	212	47.7	0	0.0	444
中学校	94	49.0	97	50.5	1	0.5	192
合計	326	51.3	309	48.6	1	0.2	636

## (3) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
男子	39	46	42	45	35	40	52	40	19
女子	26	40	32	26	48	25	52	14	15
合計	65	86	74	71	83	65	104	54	34

## (4) いじめの認知件数の経年変化



(5) いじめの発見のきっかけ

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
学校の教職員等が発見した	227	51.1	118	61.5	345	54.2
① 学級担任が発見した。	37	8.3	16	8.3	53	8.3
② 学級担任以外の教職員が発見した。(養護教諭、SC等の相談員を除く)	6	1.4	8	4.2	14	2.2
③ 養護教諭が発見した。	0	0.0	1	0.5	1	0.2
④ スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	3	0.7	0	0.0	3	0.5
⑤ アンケート調査など学校の取組により発見した。	181	40.8	93	48.4	274	43.1
学校の教職員以外からの情報により発見した。	217	48.9	74	38.5	291	45.8
⑥ 本人からの訴え	115	25.9	41	21.4	156	24.5
⑦ 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	71	16.0	14	7.3	85	13.4
⑧ 児童生徒(本人を除く)からの情報	14	3.2	9	4.7	23	3.6
⑨ 保護者(本人の保護者を除く)からの情報	16	3.6	9	4.7	25	3.9
⑩ 地域の住民からの情報	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⑪ 学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	0.2	1	0.5	2	0.3
⑫ その他(匿名による投書など)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	444	100.0	192	100.0	636	100.0

(6) いじめられた児童生徒の相談状況

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 学級担任に相談した。	376	61.8	152	58.2	528	60.8
② 学級担任以外の教職員に相談した。(養護教諭、SC等の相談員を除く)	30	4.9	25	9.6	55	6.3
③ 養護教諭に相談した。	18	3.0	5	1.9	23	2.6
④ スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	11	1.8	5	1.9	16	1.8
⑤ 学校以外の相談機関に相談した。(電話相談やメール等を含む)	10	1.6	6	2.3	16	1.8
⑥ 保護者や家族等に相談した。	114	18.8	37	14.2	151	17.4
⑦ 友人に相談した。	28	4.6	15	5.7	43	4.9
⑧ その他の人(地域の人など)に相談した。	4	0.7	1	0.4	5	0.6
⑨ 誰にも相談していない。	17	2.8	15	5.7	32	3.7
合計	608	100.0	261	100.0	869	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

(7) いじめの態様

区分	小学校		中学校		小中学校の合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	277	42.8	142	60.4	419	47.5
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	63	9.7	21	8.9	84	9.5
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	131	20.2	24	10.2	155	17.6
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	55	8.5	4	1.7	59	6.7
⑤ 金品をたかられる。	6	0.9	1	0.4	7	0.8
⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	49	7.6	9	3.8	58	6.6
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	33	5.1	8	3.4	41	4.6
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	2	0.3	14	6.0	16	1.8
⑨ その他	31	4.8	12	5.1	43	4.9
合計	647	100.0	235	100.0	882	100.0

※複数選択可能な質問項目です。

教育委員会資料
7. 6. 27
学校教育課

## 報告第 3 号

### 令和6年度不登校児童生徒の状況について

#### 1 趣旨

松本市立の全小中学校で毎月実施している不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査について、令和6年度の不登校児童生徒の状況及び不登校支援アドバイザーの活動や教育支援センター（旧中間教室）の状況を報告するものです。

#### 2 児童生徒の状況（別紙参照）

- (1) 累計30日以上欠席している不登校児童生徒数は、前年度と比較して、小学校では23名、中学校では2名減少しています。
- (2) 教育支援センターの年間利用状況は、令和6年度で小学生104名、中学生86名となり、令和5年度の年間利用状況（小学校123名、中学校88名）を下回る人数となっています。

#### 3 不登校児童生徒への支援

##### (1) 各校の取組み

###### ア 校内教育支援センター

学校支援室では、山間小規模校を除く全小中学校に、不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象として支援を行う自立支援教員を41校に43名配置し、校内にも教育支援センターを設置して支援を行いました。児童生徒が安心して過ごせる居場所となるように、学習のみならず他者と交流を図ることのできる環境を、一層充実できるよう努めています。

###### イ オンライン授業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、自宅や校内教育支援センターから原学級の授業をオンライン受講できるようにしています。

###### ウ 出席の扱いと評価

本市の不登校児童生徒の支援に関するガイドラインを全小中学校に周知し、不登校児童生徒の出席の扱いや学習状況の評価を適切に行っています。

##### (2) 不登校支援アドバイザーによる支援（別紙参照）

不登校支援アドバイザーは、市内小中学校に加え、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」、幅広い年代の方々の居場所となっている「フリースペース十色」などを訪問し、学校外に居場所を求めている児童生徒に関する情報を共有し、その子どもが抱えている困難さや不安な状況を理解するように努めています。また、公民館の協力のもと、「ほっとスペース笹賀・松原」の活動を行い、不登校児童生徒およびその保護者が安心できるよう関わりを深めています。令和6年度は89日開所し、合計33名の参加がありました。

これらの居場所で見られた子どもの様子について、不登校アドバイザーから各学校へ伝えるとともに、その後の具体的な支援の方向について助言しています。

### (3) 教育支援センターによる取組み（別紙参照）

#### ア 市内教育支援センター

心理的または精神的理由により、登校できない状態にある児童生徒の自立心を養い、社会的な自立ができることを目的に、市内4か所に教育支援センターを設置・運営しています。今後もより利用しやすい居場所となるよう努めていきます。

#### イ 元気Upサッカー教室

教育支援センターを利用している児童生徒や不登校傾向のある児童生徒を対象として、松本山雅FCの協力のもと開催される「元気Upサッカー教室」を紹介し、参加を促しています。サッカーを通じて、体力向上を図るだけでなく、他者と楽しく交流する活動を持つようにしています。令和6年度は合計3回実施し53名の参加がありました。

#### ウ オンライン教育支援センター

学校や他の教育支援センター等に行かず、家から出ることが難しい児童生徒に対し、人とのつながりをつくり、コミュニケーションを図ることを目的に、令和6年10月に「オンライン教育支援センターまつとも」を開所しました。学習支援が主な目的ではなく、子どもの希望をできるだけ実現し、安心して楽しむことができる居場所の実現を目指しています。

### (4) 元気Up教育相談

児童生徒、保護者及び教職員を対象として、精神科医師およびスクールソーシャルワーカーによる教育相談を年8回実施し、延べ52名が利用しました。教育と医療及び福祉の連携を図り、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めています。

## 4 不登校児童生徒を支える教職員への支援

### (1) 研修会の開催

令和6年度は、自立支援教員を対象とした指定研修会を3回実施し、不登校支援アドバイザーや指導主事等による講話や自立支援教員間で情報交換を行いました。

自立支援教員以外の教職員には、5月から12月の間に、不登校に関する研修会を1回、発達障がい詳しい専門家を講師とする研修会を計8回実施しました。不登校の研修には54名、発達障がいに関する研修には延べ387名の参加がありました。

### (2) 不登校支援アドバイザーによる学校訪問

不登校支援アドバイザーは、定期的に学校を訪問し、校長、教頭、支援に携わる教職員との面談を行い、不登校児童生徒の状況について情報を共有するとともに、支援の方向性について助言しています。

定期的な学校訪問により、児童生徒の状況を把握するとともに、必要に応じて、教育支援センターや元気Up教育相談等に関わる情報を提供するなど、多面的な支援を進めています。

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

令和6年度より、市費のSSWを1名増員し、計5人体制となりました。SSWと指導主事によるスクリーニング会議を市内全小中学校で実施し、SSWや指導主事が、要望のある学校へ継続支援を行いました。令和7年度も引き続き市内全小中学校でスクリーニング会議を実施し、学校と医療福祉との連携を図っていきます。

5 不登校児童生徒への支援に係わる課題と今後の展望

- (1) 不登校傾向のある児童生徒を含め、全ての子どもの支援ニーズを早期に発見するシステムとして「心の健康観察」の導入を検討しています。これは1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とするものです。本市においても、潜在的な支援ニーズがありながらも支援が届かなかった子どもに対して、必要な支援を早期に実現するために、令和5年度は12月中旬以降から1か月間、小学校1校、中学校1校において試験的な導入を行いました。令和6年度は、令和5年度に得られた課題をもとに、より児童生徒や教職員に負担のないシステムの開発について検討を行いました。令和7年度は、課題を共有しながら、このシステムの開発を進めるとともに、パイロット校での実施を目指しています。
- (2) 令和6年度開所したインクルーシブセンターに、特別支援教育の実践的経験が豊富な教員がインクルーシブ教育推進専門員として任用されています。各校を巡回訪問し、特別支援教育の課題を共有したうえで、特別支援教育コーディネーターを中心に指導助言を行い、各学校の支援力を高め、子どもが自分らしくいられる学習環境の整備を目指します。
- (3) 教職員が、不登校児童生徒や発達障がいのある児童生徒への理解を一層深め、きめ細やかな支援を行うことができるよう、研修を以下のとおり継続していきます。

日程	講座名
4月21日	自立支援教員研修会Ⅰ (実施済み)
5月9日	不登校児童生徒の理解と支援 (実施済み)
6月6日	インクルーシブ研修Ⅰ「合理的配慮の実際1」 (実施済み)
7月3日	特別支援教育コーディネーター研修Ⅰ
6月24日	特別支援教育支援員研修
6月30日	校長・特別支援教育コーディネーター合同研修
8月26日	インクルーシブ研修Ⅱ「合理的配慮の実際2」
8月1日	特別支援教育研修Ⅰ 障がいの理解と合理的配慮
9月4日	特別支援教育研修Ⅱ 障害の理解と支援
9月8日	自立支援教員研修会Ⅱ
10月20日	特別支援教育研修Ⅲ 自立活動研修
11月17日	特別支援教育コーディネーター研修Ⅱ
1月29日	自立支援教員研修会Ⅲ
学校の希望日	【訪問型】特別支援教育研修
学校の希望日	【訪問型】不登校児童生徒の理解と支援 (スクリーニングシートの活用)

【担当】

学校教育課 課長 内山 真由美  
学校支援室 室長 山名 博夫  
電話 33-4397

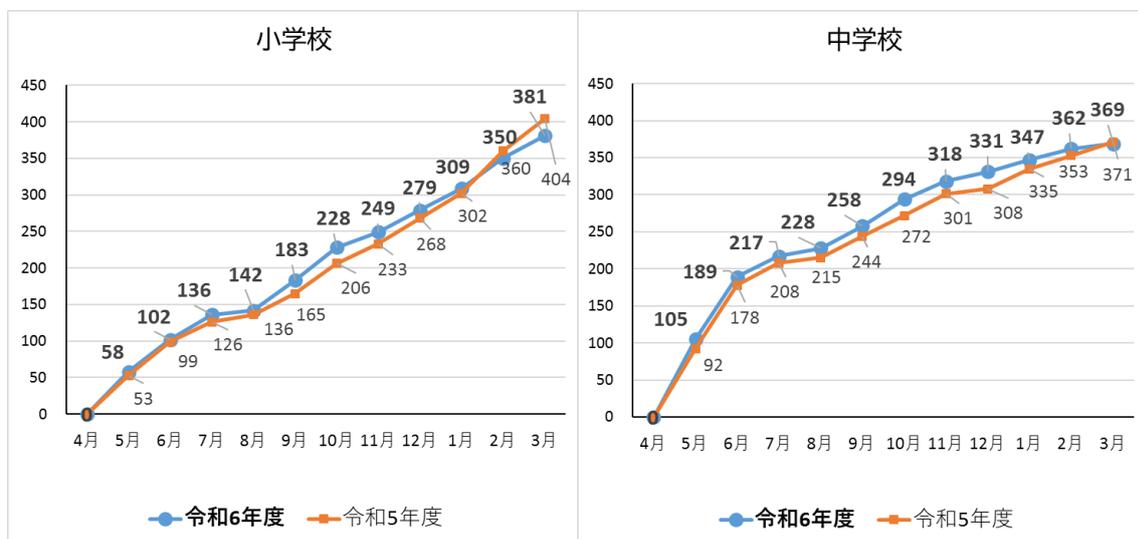
## 1 児童生徒の欠席状況

## (1) 月半数以上欠席している児童生徒数及び累計30日以上欠席している児童生徒数

校種	年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	令和6年度	月半数以上欠席数	122	126	142	151	159	158	172	184	177	188	209	192
		(内月全欠生徒数)	20	29	32	36	75	39	39	44	44	56	52	49
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	58	102	136	142	183	228	249	279	309	350	381
	令和5年度	月半数以上欠席数	109	136	147	152	160	149	176	184	197	212	221	193
		(内月全欠生徒数)	30	46	44	51	67	39	45	49	46	59	55	54
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	53	99	126	136	165	206	233	268	302	360	404
中学校	令和6年度	月半数以上欠席数	201	223	261	252	282	275	291	317	310	331	328	308
		(内月全欠生徒数)	44	70	85	88	134	99	87	96	57	89	85	65
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	105	189	217	228	258	294	318	331	347	362	369
	令和5年度	月半数以上欠席数	207	253	262	256	266	282	290	314	298	320	324	287
		(内月全欠生徒数)	52	69	63	71	119	78	111	102	62	122	112	90
		累計30日以上欠席数(不登校)	0	92	178	208	215	244	272	301	308	335	353	371

注) 月半数以上欠席している児童生徒数と全欠児童生徒数には、病気による欠席や民間施設への登校などを理由とする欠席者も含まれています。

## (2) 累積30日以上欠席している児童生徒数(不登校数)の推移と前年度比較



## 2 不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況(年度間)

## (1) 学校訪問回数(回)

	小学校	中学校	合計
令和6年度	85	75	163
令和5年度	95	87	182

(2) 訪問形態（回）

	面談（学校訪問+家庭訪問+支援会議）	児童生徒観察（授業参観）	支援会議あるぶ連絡会	家庭訪問	教育支援センター（旧中間教室）等訪問	ほっとスペース（松原）	ほっとスペース（笹賀）
令和6年度	199	448	36	19	65	45	44
令和5年度	239	383	23	17	44	42	46

(3) 面談相手（回）

	校長	教頭	生徒指導不登校支援等担当	児童生徒	保護者	養護教諭等	学級担任
令和6年度	168	186	125	110	149	78	70
令和5年度	163	264	153	62	148	46	63

3 教育支援センターの状況

(1) 通所児童生徒の状況

ア 教育支援センター通所児童生徒数の10年間の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童	12	11	6	17	21	33	45	63	123	104
生徒	46	39	47	53	37	29	40	53	88	86
全体	58	50	53	70	58	62	85	116	211	190
復帰	26	18	23	38	19	45	24	32		

イ 在籍児童生徒数（人）※入室届の提出なく利用がある場合を含む

	山辺		鎌田		波田		寿		合計	
	令和5年度	令和6年度								
児童	47	41	19	11	32	32	25	20	123	104
生徒	21	20	34	30	17	19	16	17	88	86
合計	68	61	53	41	49	51	41	37	211	190

注) ある生徒が複数の教育支援センターを利用した場合、利用したそれぞれの教育支援センターで当該生徒数をカウントする実利用者数ではなく、児童生徒1名が仮に複数の教育支援センターを利用していたとしても1か所の教育支援センターでカウントしている。

(2) 保護者や学校との連絡相談の現状（回）

	山辺	鎌田	波田	寿	合計
面接相談	248	185	213	166	812
家庭訪問	0	0	0	2	2
学校訪問	30	6	21	4	61
電話相談	404	63	109	180	756
関係諸機関連絡等	9	16	25	53	103

(3) オンライン教育支援センターの状況（令和6年10月～令和7年3月末）

	利用者数（人）	面接相談（回）	家庭訪問（回）	学校訪問（回）	電話連絡（回）	利用相談（回）	関係諸機関連絡等（回）
小学校	14	55	2	0	37	54	146
中学校	27						

注) オンライン教育支援センターの利用者数は、他の教育支援センターも利用している場合であっても、1名としてカウントしている。

教育委員会資料
7. 6. 27
学校給食課

## 報告第 4 号

### 「環境にやさしい給食の日」の実施について

#### 1 趣旨

学校給食での有機、無農薬・低農薬で作付けした農産物の使用拡大と、地産地消の推進を図るため「環境にやさしい給食の日」を実施することについて報告するものです。

#### 2 実施予定日及び提供献立

別紙のとおり

#### 3 内容

- (1) 無農薬・低農薬栽培された農産物を使用した給食の提供
- (2) 栄養教諭、学校栄養職員による給食に関する動画放送を実施  
動画は「ゼロカーボン市民アクションプランinまつもと」のNo.17について、児童生徒に知ってもらう機会として活用します。
- (3) 生産者、納入業者等との交流給食の実施
- (4) アンケートの実施

#### 4 今後の予定

- (1) 報道機関へプレスリリースします。
- (2) 今年度は年2回の開催を予定しており、次回は11月に開催予定です。

担当 学校給食課 課長 布山 明彦 45-1120
---------------------------------

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

(別紙)

## 環境にやさしい給食の日

## 1 実施予定日

施設名	コース	実施予定日	学校名
東部	C	7月 7日(月)	源池小 本郷小 清水小 田川小 開智小 岡田小
	A	7月11日(金)	開成中 松島中 丸ノ内中 旭町中 山辺中 清水中 女鳥羽中
	B	7月14日(月)	並柳小 山辺小 筑摩小 旭町小 島内小
西部	A	7月 7日(月)	明善中 菅野中 高綱中 信明中 鎌田中 筑摩野中
	C	7月 8日(火)	今井小 二子小 菅野小 中山小 寿小 鎌田小
	B	7月10日(木)	明善小 芝沢小 芳川小 島立小 開明小
梓川	7月 8日(火)	梓川小(交流給食を実施) 梓川中	
波田		波田小 波田中	
四賀		四賀小 会田中	
奈川小中		奈川小 奈川中	
安曇小中		安曇小 安曇中	
大野川小中		大野川小 大野川中	

## 2 献立名および食材名(無農薬、低農薬のもの)

	献立名	無農薬、低農薬の食材
主食	ごはん(金芽米)	精米
牛乳	牛乳	
主菜	豚肉とたけのこのスタミナ炒め	淡竹
副菜	キャベツのごまあえ	キャベツ、きゅうり
汁	環境にやさしい野菜の 具だくさんみそ汁	大根、えのきたけ

## 報告第 5 号

## 中央図書館の開館時間延長について

## 1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

## 2 実施内容

## (1) 実施日

令和7年7月19日～8月24日の土曜日及び日曜日並びに祝日（計14日）

※市内小中学校 夏休み期間 7月19日（最早）～8月26日（最遅）  
（開智小学校 7月24日～8月20日、丸ノ内中学校 7月19日～8月20日）  
（深志高校 8月1日～8月25日、美須ヶ丘高校 7月29日～8月26日  
県ヶ丘高校 7月26日～8月21日、蟻ヶ崎高校 7月28日～8月25日）

## (2) 開館時間の延長内容

「9時30分～17時」を「9時30分～18時」に1時間延長

## 3 周知方法

図書館の館内掲示、市ホームページ、図書館ホームページ、SNSで周知します。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099

## 周知事項 1

## 学都松本推進事業「夏休み給食センター親子見学会」の実施について

## 1 趣旨

食に対する関心を高める食育の一環として、「夏休み給食センター親子見学会」を実施することについて周知するものです。

## 2 事業の概要

## (1) 日時及び会場

ア 松本市西部学校給食センター

令和7年7月25日（金）9時から13時まで

イ 松本市東部学校給食センター

令和7年7月25日（金）9時から13時まで

## (2) 対象者

各学校給食センター管内小学校4、5、6年児童と保護者

## (3) 内容

ア DVDによる施設紹介

イ 調理場見学

ウ 明治以降の学校給食レプリカ展示他見学

エ クイズ・質問コーナー

オ 廃油利用せっけんの配布

カ 試食

(4) 募集人数 東部センター親子40組、西部センター親子25組

(5) 周知方法 対象児童へ学校を通じ募集チラシ配布（QRコードでの申込み）

(6) 募集期間 6月30日（月）～7月7日（月）

応募者多数の場合は、抽選の上、当選者のみ案内通知を発送

(7) 参加料 無料

担当 学校給食課  
課長 布山 明彦  
電話 45-1120

学びに、遊びや体験を。

# 夏休み西部学校給食センター親子見学会



## 参加者 募集

みなさんが毎日楽しみにしている給食。どのような場所で、どのような人が、どのように作っているか、気になりますか？

そこで、夏休みに西部学校給食センターでは、親子見学会を開きます！

ぜひ、おうちの方と参加して、「作ること」「食べること」について考えてみましょう！

【日 時】 令和7年7月25日(金) 9時～13時

【場 所】 松本市西部学校給食センター（松本市野溝西3-6-1）

【募集組数】 小学校4・5・6年生と保護者 25組(1組3名まで)  
(危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません)

【参加料】 無料

【内 容】 ①調理場ツアー、クイズ・質問コーナー、DVD視聴 等  
②調理体験(鶏唐揚げの粉つけ)  
③試食タイム  
(メニュー 米粉パン、春雨スープ、鶏肉のフレーク焼き、フレンチサラダ)  
他にも、明治以降の給食レプリカの展示もあります！！  
おうちの人がどんな給食を食べていたのか知りたくないですか？

【申込方法】 下記の期間中に、下のQRコード先の申込みフォームからお申込みください。  
(募集組数を超えた場合は、抽選になります)

【募集期間】 6月30日(月)～7月7日(月)  
※募集期間終了後、抽選の上、7月17日(木)までに当選者の方へ  
案内通知を、ご登録いただいたメールアドレスへ送信いたします。

【その他】 当日は、取材・記録のため、写真・動画撮影を行いますのでご了承の上  
ご応募ください。熱中症予防のために水筒等をお持ちください。



【問い合わせ先】

松本市学校給食課 西部学校給食センター  
電話 86-1130 FAX 86-1150



# 夏休み東部学校給食センター 親子見学会

毎日、楽しみにしている給食。夏休みに君も給食センターを探検してみよう！！  
給食センターには不思議がいっぱい。

給食センターってどんなところかな？  
8千人分の給食ってどんな風に作っているのかな？  
栄養士さん&調理員さんってどんなお仕事しているのかな？



今回は、特別に調理場内を見せちゃうよ。  
アルプちゃんも待っているよ。  
ぜひ、おうちの方と参加して、給食マスターになろう。

- 探検日時 令和7年7月25日(金) ① 9時00分～11時00分  
② 11時30分～13時30分
- 探検場所 松本市東部学校給食センター(松本市原7-1)
- 募集組数 小学校4・5・6年生と保護者 各回 20組(1家族3名まで) 計40組  
(危険な機械等がありますので、未就学児の同伴はできません。)  
※当日は取材・記録のため写真・動画撮影が入りますので、ご了承の上、  
ご応募ください(申し込みフォームの撮影許可に同意してください。)
- 参加料 無料
- 内容 調理場見学、体験コーナー、試食コーナー、質問コーナーなど
- 申込方法 下記の期間中、下のQRコード先の申し込みフォームからお申し込みください。  
(募集組数を超えた場合は、抽選になります。)  
募集期間 6月30日(月)～7月7日(月)  
※募集期間終了後、抽選の上、7月17日(木)までに当選者へのみ  
案内通知を送信いたします。

お申し込みは  
こちらから



**【問い合わせ先】**  
松本市学校給食課 東部学校給食センター  
電話 45-1120 FAX 45-1140

